一　施行者の名称　岡山県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十六年中国地方整備局告示第三十八号津山広域都市計画道路事業三・四・津八大谷一宮線
三　事業施行期間　自平成十六年三月二十六日至平成二十四年九月三十日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○四国地方整備局告示第六十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年三月二十七日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十一号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
三豊市高瀬町下勝間字加茂向一六三二番一から同市高瀬町下勝間字加茂向一六三三番八地先まで	前	一二・八四～二五・七八メートル	〇・〇二七キロメートル
	後	二一・〇〇～二五・七八メートル	〇・〇二七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

○四国地方整備局告示第六十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年三月二十七日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十一号	三豊市高瀬町新名字天古九七六番二から同市高瀬町下勝間字加茂向一六三三番六まで	四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月二十七日

○九州地方整備局告示第七十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十七日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
大分市大字上戸次字田ノ尻五七〇番一から同市大字上戸次字竹ノ川内四五八番一まで	前	六五・三〇～八六・三〇メートル	〇・〇二五キロメートル
	後	六五・三〇～一一七・八〇メートル	〇・〇二五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所
二　(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百十号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
日田市天瀬町赤岩字湯道一六七〇番八地内	前	三三・〇〇～六〇・五〇メートル	〇・〇〇九キロメートル
	後	三三・〇〇～六〇・七〇メートル	〇・〇〇九キロメートル
由布市湯布院町川西字屋敷ノ元一二四三番から同市湯布院町川西字ユム田一二〇五番まで	前	二三・九〇～三六・八〇メートル	〇・〇八四キロメートル
	後	二四・七〇～三九・一〇メートル	〇・〇八四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所
三　(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百二十号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
志布志市有明町野井倉字松原八一四〇番二から同市有明町野井倉字塩入七七一二番一まで	前	九・七八～二四・九六メートル	〇・〇七三七キロメートル
	後	一五・二〇～二七・五七メートル	〇・〇七三七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

○九州地方整備局告示第七十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十七日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号	大分市大字上戸次字田ノ尻五七〇番一から同市大字上戸次字竹ノ川内四五八番一まで	九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所
二百十号	日田市天瀬町赤岩字湯道一六七〇番八地内	〃
〃	由布市湯布院町川西字屋敷ノ元一二四三番から同市湯布院町川西字ユム田一二〇五番まで	〃
二百二十号	志布志市有明町野井倉字松原八一四〇番二から同市有明町野井倉字東山八〇二五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月二十七日

官庁報告

官庁事項

中国地方整備局公示

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九号の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、中国地方整備局及び同局出雲河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年三月二十七日

中国地方整備局長　戸田　和彦

一、河川の名称　一級河川斐伊川水系斐伊川（中海）
二、廃川敷地等が生じた年月日　平成二十四年三月二十七日
三、廃川敷地等の位置
島根県松江市美保関町下宇部尾七十九番
二　島根県松江市美保関町下宇部尾四百八十番三
島根県松江市美保関町下宇部尾四百八十六番
二　島根県松江市美保関町下宇部尾四百八十七番
二　島根県松江市美保関町下宇部尾四百八十七番
三　島根県松江市美保関町下宇部尾四百八十八番
二　島根県松江市美保関町下宇部尾四百八十九番
五　島根県松江市美保関町下宇部尾四百八十番一地先から島根県松江市美保関町下宇部尾四百八十九番一地先まで
四、廃川敷地等の種類及び数量
土地（河川管理施設を含む。）三、三六二・九九平方メートル